

# 航空安全に関する行政評価・監視結果に基づく勧告

平成15年12月

総務省

## 前書き

我が国の航空交通は、高速交通需要の高まり等を背景として急速な発展を遂げた。昭和40年度には国内線及び国際線の旅客数の合計は629万人にすぎなかったが、平成13年度には約22倍の1億4,036万人となるなど、航空交通は、今や国民生活に欠くことのできない交通手段として重要な役割を果たしている。

一方、航空交通において一たび事故が発生した場合には、多数の人命が奪われるなど大きな社会的・経済的損失をもたらすおそれがある。このため、我が国では、国際民間航空条約(昭和28年条約第21号)や航空法(昭和27年法律第231号)等に基づき、航空保安施設の整備、航空保安業務の近代化等の航空交通の安全に関する各種の施策が講じられてきており、このような取組もあって、我が国の定期航空運送事業における乗客の死亡事故は、昭和61年以降皆無となっている。

しかしながら、乗客の負傷事故、外国航空機や小型航空機等による死傷事故は依然として発生している。平成13年1月31日には日本航空907便事故が発生した。また、平成11年7月23日には全日空61便ハイジャック事件が、さらに米国においては、13年9月11日に、ハイジャックされた航空機を用いた米国同時多発テロ事件が発生した。これらの事故及び事件を契機として、航空交通の安全に関する施策のより一層の充実・強化が求められている。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、航空交通の安全を確保する観点から、航空事故を防止するための施策、飛行場における消火救難体制など航空機の安全な運航を確保するための施策とともに、ハイジャック防止に係る航空保安対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため、実施したものである。

## 目次

(勧告)

航空機の安全な運航を確保するための施策

1

(1) 航空事故を防止するための施策

航空交通の安全確保に関する情報の適時適切な提供

ア

イ 航空安全に係る施設の保守管理等の徹底

ウ

航空管制官の訓練等及び健康管理の充実

エ

航空身体検査の適切な実施

(2) 飛行場における消火救難体制

消火救難活動の迅速かつ円滑な実施

ア

イ 消火救難活動従事者に対する効果的な訓練等の実施

ウ

空港緊急計画の策定とその実効性の検証

救急車の要請及び円滑な誘導等の実施

エ

ハイジャック防止等に係る航空保安対策

2

(1) 航空保安検査の的確な実施

(2) 飛行場における航空保安対策の基盤整備

ハイジャック対応に係る関係機関の連携

ア

イ ハイジャック対応訓練の実施

施設設備の管理と警備

ウ

航空交通の安全を確保するための検査等

3

(当省の調査を契機として改善措置がとられた事項)

航空事故調査官の資質の向上

1

外国航空機の安全確保

2

---